

1 はじめに

化学物質は私たちの身の回りの様々な分野で使用され、生活に欠かせないものとなっています。世界では約10万種類、日本では約5万種類の化学物質が使用されているといわれ、新たな化学物質も次々と発見され、増え続けています。この中には人類に有害であり、環境汚染を引き起こし、生態系や人の健康に影響を及ぼし問題となっているものもあり、増え続ける化学物質に対応するためには、従来の規制方法では手遅れとなる可能性が高くなってきています。そこで、国は、事業者の自主的な化学物質管理を促進するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）（平成11年法律第86号）（以下「化管法」という。）を、平成11年7月に公布し、平成12年3月から施行しました。その後、最新の有害性に関する知見や製造・輸入量等を踏まえ、平成20年11月及び令和3年10月に対象物質及び対象業種を見直す改正を行いました。

一方、本県は全国有数の産業県であり、産業の集中による多量の化学物質の環境への排出が見込まれたことから、愛知県公害防止条例を全部改正し、化学物質の適正管理を盛り込んだ「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）を、平成15年3月25日に公布し、平成15年10月1日から施行しました。また、平成15年8月22日に、条例に基づき、事業者における化学物質の適正管理の基本事項を定めた愛知県化学物質適正管理指針（以下「管理指針」という。）を策定し、条例と同日に施行しました。

この条例により、化管法では届出対象としていない、化学物質の取扱量の届出を義務付け、また、一定の要件を満たす事業者の方には特定化学物質等管理書（以下「管理書」という。）を作成し提出していただくことと、化学物質に係る事故発生時には応急措置・通報、届出が必要であることを義務付けています。

この手引きは化学物質の適正管理に関し、条例に基づき、事業者の皆様が届出等をされる際の手助けとなるように作成したものです。

※名古屋市内の事業所については、名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」が適用されるため、本手引きの対象ではありません。

